

# 第 116 回

2019年4月1日～2020年3月31日

## 定時株主総会招集ご通知



### 日時

2020年6月26日（金曜日）  
午前10時



### 場所

神戸市東灘区住吉浜町19番地の5  
**当社本社 3階会議室**  
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

議決権行使期限：2020年6月25日（木曜日）午後5時30分

### 議案

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 監査役3名選任の件

### 目次

招集ご通知	P.1
事業報告	P.3
計算書類等	P.14
監査報告	P.31
株主総会参考書類	P.36

### 新型コロナウイルスに関するお知らせ

新型コロナウイルスの感染予防のため、本株主総会にご出席される株主様におかれましては、総会当日の流行状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用等の感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。

また、感染拡大防止のため、書面（議決権行使書）による議決権行使をご検討くださいますようお願い申し上げます。

株主総会に  
当日ご出席いただく場合



議決権行使書用紙を  
会場受付へ提出

書面（議決権行使書）による  
議決権行使の場合



議案に対する賛否を  
表示のうえ返送

証券コード2055  
2020年6月11日

株 主 各 位

神戸市東灘区住吉浜町19番地の5  
**日 和 産 業 株 式 会 社**  
取締役社長 中 澤 敬 史

## 第116回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第116回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、書面による事前の議決権行使を何卒ご検討いただけますようお願い申し上げます。

書面による議決権行使につきましては、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年6月25日（木曜日）午後5時30分までに到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

株主総会の運営スタッフは、総会当日の検温及び入場前の手指のアルコール消毒を行い、体調を確認したうえで、必要に応じてマスクを着用して参加させていただく予定でございます。ご来場いただく株主様につきましても、マスクの着用、受付前での検温及び手指のアルコール消毒へのご協力をお願いさせていただく場合がございます。

ご来場の株主様で、発熱等の体調不良とお見受けされた方につきましては、当社の判断にて入場をお断りさせていただく場合がありますのでご協力の程お願い申し上げます。

敬 具

## 記

1. 日 時 2020年6月26日(金曜日) 午前10時
2. 場 所 神戸市東灘区住吉浜町19番地の5 当社本社3階会議室  
(末尾の会場ご案内函をご参照ください。)
3. 目的事項  
報告事項 1. 第116期(2019年4月1日から2020年3月31日まで)事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件  
2. 会計監査人及び監査役会の第116期連結計算書類監査結果報告の件
- 決議事項  
第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 監査役3名選任の件

以上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類の記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.nichiwasangyo.co.jp/>)に掲載させていただきます。

## 事業報告

(2019年4月1日から)  
(2020年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、堅調な企業収益や雇用・所得環境の改善を背景に、穏やかな回復基調を続けていたものの、米中貿易摩擦や中国経済の減速に加え、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、世界規模での経済活動低下が懸念されるなど、先行き不透明感はより一層強まっております。

配合飼料業界におきましては、主原料であるとうもろこしは米国の長雨による影響で作付が大きく遅れる事態となり、価格は一時高騰しましたが、南米の豊作により落ち着いた相場となりました。副原料である大豆粕は、米中貿易摩擦の影響を受けたものの米国や南米の豊作により軟調に推移しました。外国為替相場につきましては、米国の利下げ等の影響で1年を通して緩やかな円高基調で推移しました。

このような状況のなか、当社は2019年の4月、7月、10月に配合飼料価格の値下げを行い、2020年の1月に値上げを行いました。

畜産物市況につきましては、軟調に推移していた鶏卵相場は、後半より台風等の影響により堅調に推移しましたが、その後は軟調に推移しました。鶏肉相場は、生産量の増加により軟調に推移しております。豚肉相場は、豚熱発生の影響があるものの横ばいに推移しました。牛肉相場は、堅調に推移しておりましたが、新型コロナウイルスによる需要減で軟調に推移いたしました。

その結果、売上高は419億74百万円（前年同期比2.1%増）となりました。利益面につきましては、営業利益は5億27百万円（前年同期比71.1%増）となり、経常利益は6億59百万円（前年同期比54.8%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は3億71百万円（前年同期比46.0%増）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

#### 飼料事業

売上高は、403億円（前年同期比1.4%増）となり、セグメント利益（営業利益）は8億1500万円（前年同期比18.9%減）となりました。

#### 畜産事業

売上高は、16億7400万円（前年同期比20.3%増）となり、セグメント利益（営業利益）は1800万円（前年同期のセグメント損失（営業損失）は1億2000万円）となりました。

（セグメント別売上高）

区 分	前連結会計年度	構成比	当連結会計年度	構成比	増減率
飼 料 事 業	39,736 百万円	96.6 %	40,300 百万円	96.0 %	1.4 %
畜 産 事 業	1,392	3.4	1,674	4.0	20.3
合 計	41,128	100.0	41,974	100.0	2.1

### (2) 設備投資及び資金調達の状況

当連結会計年度中における設備投資は生産設備の更新等の11億7500万円であります。  
この所要資金は自己資金でまかないました。

### (3) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く環境は、原材料価格や畜産物市況が不安定であることに加え、他社との競争も激しさを増し、さらに新型コロナウイルスの感染拡大による畜産市況への影響等により、引き続き厳しい状況です。

このような状況のもとで、当社グループといたしましては、原料調達の多様化を促進し、新製品の開発と販売の強化を図り、固定費や生産コストの削減に注力することに加え、新型コロナウイルスの感染対策を行い、業績の向上に努めてまいります。

#### (4) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 113 期 (2017年3月期)	第 114 期 (2018年3月期)	第 115 期 (2019年3月期)	第 116 期 (2020年3月期)
売上高(百万円)	41,054	40,030	41,128	41,974
経常利益(百万円)	805	845	426	659
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	324	525	254	371
1株当たり当期純利益(円)	16.80	27.19	13.17	19.23
総資産(百万円)	26,918	27,900	28,381	27,395
純資産(百万円)	16,827	17,296	17,449	17,590
1株当たり純資産(円)	871.31	895.63	903.57	910.86

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数、1株当たり純資産は期末発行済株式総数に基づき算出しております。なお、期中平均発行済株式総数及び期末発行済株式総数は、いずれも自己株式数を控除して算出しております。

#### (5) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
東 和 畜 産 株 式 会 社	50百万円	100%	子豚の生産及び肉鶏、肉豚の肥育販売

#### (6) 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

配合飼料の製造・販売並びに畜産物の生産・販売等を行っております。

## (7) 主要な営業所及び工場 (2020年3月31日現在)

## ① 当社

本	社	兵	庫	県	神	戸	市					
神	戸	工	場	兵	庫	県	神	戸	市			
三	原	工	場	広	島	県	三	原	市			
鹿	児	島	工	場	鹿	児	島	県	鹿	児	島	市
八	戸	工	場	青	森	県	八	戸	市			
坂	出	工	場	香	川	県	坂	出	市			
長	崎	営	業	所	長	崎	県	島	原	市		

## ② 子会社

東	和	畜	産	株	式	会	社	鹿	児	島	県	鹿	児	島	市
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

## (8) 従業員の状況 (2020年3月31日現在)

従業員数	前連結会計年度末比増減
188名	8名減

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員32名は含まれておりません。

## (9) 主要な借入先 (2020年3月31日現在)

借入先	借入金	金額
株式会社 三井住友銀行		690
株式会社 三菱UFJ銀行		686
兵庫県信用農業協同組合連合会		675
農林中央金庫		580

## 2. 会社の株式に関する事項 (2020年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 79,591,000株
- (2) 発行済株式の総数 20,830,825株 (自己株式1,518,822株を含む)
- (3) 株主数 2,012名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
豊 田 通 商 株 式 会 社	1,362千株	7.05%
東 北 グ レ ー ン タ ー ミ ナ ル 株 式 会 社	1,153	5.97
株 式 会 社 カ ー ギ ル ジ ャ パ ン	1,000	5.18
株 式 会 社 み な と 銀 行	963	4.99
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	923	4.78
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	923	4.78
兵 庫 県 信 用 農 業 協 同 組 合 連 合 会	849	4.40
三 井 住 友 海 上 火 災 保 険 株 式 会 社	827	4.28
Unearth International Limited	679	3.52
INTERACTIVE BROKERS LLC	584	3.03

(注) 1. 千株未満は切り捨てて表示しております。

2. 持株比率は自己株式 (1,518,822株) を控除して算出しております。

### 3. 会社役員に関する事項（2020年3月31日現在）

#### (1) 取締役及び監査役の氏名等

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
中橋正敏	取締役会長（代表取締役）	大和化成株式会社代表取締役社長
中澤敬史	取締役社長（代表取締役）	
中橋太一郎	専務取締役（営業本部長）	
古本洋一	取締役（生産本部長・鹿児島工場長）	
松本幸久	取締役（三原工場長）	
安井秀夫	取締役（管理本部長・総務部長）	
奥濱良明	取締役	
河崎司郎	取締役	
脇村常雄	常勤監査役	
小阪田興一	監査役	
小山一郎	監査役	

- (注) 1. 取締役奥濱良明氏及び取締役河崎司郎氏は、社外取締役であります。なお、当社は両氏を、株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
2. 監査役小阪田興一氏及び監査役小山一郎氏は、社外監査役であります。なお、当社は監査役小阪田興一氏を、株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
3. 常勤監査役脇村常雄氏は、当社において総務部に長年在籍し、2001年6月から2008年5月まで取締役として経理業務を担当しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

## (2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

取締役 7名 114百万円 (うち、社外取締役1名 3百万円)  
監査役 2名 11百万円 (うち、社外監査役1名 0百万円)

(注) 社外取締役2名のうち1名、社外監査役2名のうち1名については報酬を支払っておりません。

## (3) 社外役員に関する事項

重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	重要な兼職の状況	当社との関係
取締役	奥濱良明	大和化成株式会社代表取締役社長	取引先
取締役	河崎司郎	—	—
監査役	小阪田興一	—	—
監査役	小山一郎	—	—

当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	奥濱良明	当事業年度に開催された取締役会5回のうち4回に出席し、企業経営の実務に関して発言を行っております。
取締役	河崎司郎	当事業年度に開催された取締役会5回全てに出席し、企業経営の実務に関して発言を行っております。
監査役	小阪田興一	当事業年度に開催された取締役会5回全てに出席し、また、監査役会5回全てに出席し、企業経営の実務に関して発言を行っております。
監査役	小山一郎	当事業年度に開催された取締役会5回全てに出席し、また、監査役会5回全てに出席し、主に商社における長年の経験及び知識から発言を行っております。

## (4) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項及び当社の定款に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当社の社外取締役及び社外監査役は、会社法第423条第1項の責任につき、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

## 4. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

### (2) 会計監査人に対する報酬等の額

区	分	報酬等の額
①	当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	26百万円
②	当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	26百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

### (4) 責任限定契約の内容の概要

当社は会計監査人と会社法第427条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

## 5. 会社の体制及び方針に関する事項

### (1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法並びに会社法施行規則に基づき、「業務の適正を確保するための体制」について以下のとおり基本方針を定めております。

#### ① 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

企業倫理規程をはじめとするコンプライアンス体制にかかる規程を、当社及び子会社の役職員が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。また、その徹底を図るため、総務部においてコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、同部を中心に当社及び子会社の役職員教育を行う。総務部は、当社及び子会社のコンプライアンスの状況を監査する。これらの活動は定期的に取り締り委員会及び監査役会に報告されるものとする。法令上疑義ある行為等について、当社及び子会社の役職員が直接情報提供を行う手段としてホットラインを設置・運営する。

#### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し、保存する。取締役及び監査役は、文書管理規程により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

#### ③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社及び子会社の組織横断的リスク状況の監視並びに全社的対応は総務部が行う。また、各部署の所管業務に付随するリスク管理は各々担当部署が行う。

#### ④ 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

社内規則に基づく職務権限及び意思決定ルールにより、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制をとるものとする。

#### ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社にそれぞれの責任を負う者を任命し、法令遵守体制、リスク管理体制を構築する権限と責任を与えるとともに、総務部はこれらを横断的に管理し、子会社が適切な内部統制システムの整備を行うように指導する。

#### ⑥ 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

子会社は、経営上の重要事項を取締り委員会に報告するものとする。子会社において企業行動に関する重要な法令違反が発生した場合にも、速やかに報告するものとする。

⑦ **監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制**

監査役の職務を補助する組織を総務部とする。監査役から補助すべき使用人を置くことの求めがあった場合は、取締役は監査役と協議し配置する。

⑧ **前項の使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

監査役の職務を補助すべき使用人の異動及び懲戒については、監査役会の意見を尊重するものとする。監査役の当該使用人に対する指示を不当に制限してはならず、また当該使用人は監査役の指示に従わなければならない。

⑨ **取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人等が監査役に報告をするための体制**

取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人等は、会社または子会社に著しい損害を及ぼす恐れがある事実及び法令に違反する重大な事実が発生した場合にはその事実、並びにホットラインによる通報があった場合にはその内容を、速やかに監査役に報告する。

⑩ **前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制**

当社及び子会社の役職員が通報窓口や監査役等への報告を行った場合に、当該報告をしたことを理由にしてその役職員に対して不利な扱いを行うことを禁止する。

⑪ **監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針**

監査役が当社に対し職務の執行について生じた費用または債務の処理の請求をしたときには、必要でない認められた場合を除き速やかに当該費用の支払い等の処理を行う。

⑫ **その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

監査役は、効率的かつ効果的な監査を行うために、当社及び子会社の社長並びに会計監査人と情報の交換を含む緊密な協力関係を維持するとともに、必要に応じて独自に弁護士や公認会計士等の外部専門家の支援を受けることができる。

⑬ **反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況**

反社会的勢力に対する基本方針に従い、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力と一切の関係を持たない。また、不当要求に対しては法的措置をとる等組織全体で断固として拒絶し、いかなる理由であれ、資金提供及び便宜供与を行わない。統括する部署を総務部とし、企業防衛対策協議会に出席して情報交換・情報収集を行い、役職員に周知する。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

### ① コンプライアンス

役職員に対し社内研修や会議を通じてコンプライアンス規程の内容の周知徹底を図ることにより法令を遵守するための取り組みを継続的に行っております。また、内部通報の制度についても役職員に対する周知を行っております。

### ② リスク管理

毎月の各拠点からの報告をもとに企業経営に重大な影響を与えるリスクの選定と必要な対策について検討し、情報の共有を行っております。

### ③ 内部監査体制

内部監査部門が作成した監査計画に基づき、内部監査を実施しております。

### ④ 監査役の職務の執行

監査役会の他、取締役会への出席や代表取締役、会計監査人との間で情報交換を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制の整備並びに運用状況を確認しております。また、常勤監査役は重要会議に出席し、業務執行の状況を把握することで監査の実効性の確保を図っております。

---

(注) 本事業報告に記載の金額は、表示単位未満を切り捨てております。

## 連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
( 資 産 の 部 )		( 負 債 の 部 )	
流 動 資 産	20,531,317	流 動 負 債	9,696,211
現金及び預金	9,583,768	支払手形及び買掛金	4,307,721
受取手形及び売掛金	8,513,805	短期借入金	4,269,000
商品及び製品	150,229	未払金	618,133
仕掛品	307,185	未払法人税等	135,062
原材料及び貯蔵品	1,806,359	未払消費税等	23,355
その他	300,452	賞与引当金	114,793
貸倒引当金	△130,482	その他	228,146
固 定 資 産	6,864,383	固 定 負 債	108,940
有 形 固 定 資 産	5,184,008	長期未払金	84,240
建物及び構築物	1,708,909	退職給付に係る負債	24,700
機械装置及び運搬具	1,633,290		
工具、器具及び備品	158,125	負 債 合 計	9,805,152
土地	1,608,608	( 純 資 産 の 部 )	
建設仮勘定	75,074	株 主 資 本	17,494,719
無 形 固 定 資 産	9,290	資 本 金	2,011,689
投資その他の資産	1,671,083	資 本 剰 余 金	1,904,186
投資有価証券	347,273	利 益 剰 余 金	13,874,625
長期貸付金	1,610,247	自 己 株 式	△295,781
破産更生債権等	1,149,641	その他の包括利益累計額	95,829
繰延税金資産	86,573	その他有価証券評価差額金	74,899
その他	39,372	繰延ヘッジ損益	20,929
貸倒引当金	△1,562,024	純 資 産 合 計	17,590,548
資 産 合 計	27,395,700	負 債 及 び 純 資 産 合 計	27,395,700

## 連結損益計算書

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	41,974,743
売上原価	39,248,227
売上総利益	2,726,516
販売費及び一般管理費	2,198,529
営業利益	527,986
営業外収益	
受取利息	30,475
受取配当金	16,920
売電収入	49,125
為替差益	31,386
受取保険金	34,050
受取賃貸料	23,643
その他	93,828
営業外費用	
支払利息	56,347
売電費用	31,488
支払手数料	36,038
その他	23,736
経常利益	659,805
税金等調整前当期純利益	659,805
法人税、住民税及び事業税	133,335
法人税等調整額	155,045
当期純利益	371,425
親会社株主に帰属する当期純利益	371,425

## 連結株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				株主資本合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	
当 期 首 残 高	2,011,689	1,904,186	13,599,760	△295,760	17,219,875
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△96,560		△96,560
親会社株主に帰属する当期純利益			371,425		371,425
自己株式の取得				△21	△21
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	274,865	△21	274,843
当 期 末 残 高	2,011,689	1,904,186	13,874,625	△295,781	17,494,719

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰延ヘッジ損益	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
当 期 首 残 高	224,926	4,961	229,888	17,449,763
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△96,560
親会社株主に帰属する当期純利益				371,425
自己株式の取得				△21
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△150,027	15,968	△134,058	△134,058
当 期 変 動 額 合 計	△150,027	15,968	△134,058	140,784
当 期 末 残 高	74,899	20,929	95,829	17,590,548

## 連 結 注 記 表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

### 1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社 1社 東和畜産株式会社

### 2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用しない関連会社の名称

みちのく飼料株式会社

持分法を適用しない理由

持分法非適用会社は、連結純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日と連結決算日は一致しております。

### 4. 会計方針に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

デリバティブ

時価法によっております。

たな卸資産

主として先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

#### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

主として定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 5～50年

機械装置及び運搬具 2～20年

無形固定資産

定額法によっております。ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

## (3) 重要な引当金の計上基準

## 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

## 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

## (4) 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債、退職給付に係る資産及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

## (5) 重要なヘッジ会計の方法

## ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

ただし、為替予約が付されている外貨建債務については振当処理を行っております。

## ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 為替予約

ヘッジ対象 外貨建債務等

## ヘッジ方針

ヘッジ対象の範囲内で、将来の為替相場の変動によるリスクを回避する目的でのみヘッジ手段を利用する方針であります。

## ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、ヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動を完全に相殺するものと想定することができるため、ヘッジ有効性の判定は省略しております。

## (6) 消費税等の会計処理方法

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 投資有価証券に含まれる関連会社株式	31,200千円
2. 有形固定資産の減価償却累計額	17,830,583千円
3. 国庫補助金による有形固定資産の取得価額から控除されている圧縮記帳額	
建物及び構築物	41,568千円
機械装置及び運搬具	231,942千円
4. 保証債務	
金融機関等からの借入に対し、債務保証を行っております。	
	4,000千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末日における発行済株式の種類及び総数	普通株式	20,830,825株
2. 剰余金の配当に関する事項		
(1) 配当金支払額		

決 議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年6月27日 定時株主総会	普通株式	96,560	5.00	2019年 3月31日	2019年 6月28日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決 議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総 額 (千円)	1株当たり 配 当 額 (円)	基準日	効力発生日
2020年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	115,872	6.00	2020年 3月31日	2020年 6月29日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。受取手形及び売掛金、長期貸付金に係る取引先の信用リスクは、社内規定に基づいてリスク低減を図っております。破産更生債権等に係る取引先の信用リスクは、十分な貸倒引当金を計上しております。投資有価証券は、すべてが株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。支払手形及び買掛金は、すべてが1年以内の支払期日であります。短期借入金は主に営業取引にかかる資金調達であります。デリバティブ取引は、為替変動リスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行っておりません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日(当期の連結決算日)における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額(※2)	時価(※2)	差額
(1) 現金及び預金	9,583,768	9,583,768	—
(2) 受取手形及び売掛金	8,513,805	8,513,805	—
(3) 投資有価証券 其他有価証券	304,573	304,573	—
(4) 長期貸付金 貸倒引当金(※1)	1,610,247 △449,425		
	1,160,821	1,162,109	1,287
(5) 破産更生債権等 貸倒引当金(※1)	1,149,641 △1,112,599		
	37,042	37,042	—
(6) 支払手形及び買掛金	(4,307,721)	(4,307,721)	—
(7) 短期借入金	(4,269,000)	(4,269,000)	—
(8) デリバティブ取引	30,158	30,158	—

(※1) 個別及び一括で計上している貸倒引当金を控除しております。

(※2) 負債に計上されているものについては、( )で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価については、株式は取引所の価格によっております。

(4) 長期貸付金

これらの時価については、回収可能性を反映した元利金の受取見込額を国債利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(5) 破産更生債権等

破産更生債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積額を算定しているため、時価は連結決算日における貸借対照表価額からの現在の貸倒見積額を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

(6) 支払手形及び買掛金、並びに(7) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(8) デリバティブ取引

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。なお、為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている買掛金と一体として処理されているため、その時価は、当該買掛金の時価に含めて記載しております。

(上記(6)参照)

(注2) 非上場株式(連結貸借対照表計上額42,700千円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	910円86銭
2. 1株当たり当期純利益	19円23銭

(その他の注記)

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>20,176,924</b>	<b>流動負債</b>	<b>9,653,398</b>
現金及び預金	9,535,315	支払手形	2,940
受取手形	1,674,297	買掛金	4,297,247
売掛金	6,959,077	短期借入金	4,269,000
商品及び製品	150,229	未払金	592,073
原材料及び貯蔵品	1,790,596	未払法人税等	134,437
その他	199,408	賞与引当金	107,860
貸倒引当金	△132,000	その他	249,839
<b>固定資産</b>	<b>7,149,265</b>	<b>固定負債</b>	<b>87,511</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>3,988,934</b>	長期未払金	84,240
建物	570,851	退職給付引当金	3,271
構築物	181,436	<b>負債合計</b>	<b>9,740,909</b>
機械及び装置	1,594,201	<b>(純資産の部)</b>	
車両運搬具	16,650	<b>株主資本</b>	<b>17,489,452</b>
工具、器具及び備品	149,042	資本金	2,011,689
土地	1,401,678	資本剰余金	1,904,186
建設仮勘定	75,074	資本準備金	1,904,186
<b>無形固定資産</b>	<b>8,963</b>	利益剰余金	13,869,358
<b>投資その他の資産</b>	<b>3,151,368</b>	利益準備金	410,680
投資有価証券	316,073	その他利益剰余金	13,458,677
関係会社株式	81,200	退職給与基金	442,664
出資金	4,860	配当準備積立金	1,000
長期貸付金	1,610,247	価格変動準備金	42,000
関係会社長期貸付金	1,432,435	固定資産圧縮積立金	12,529
破産更生債権等	1,149,641	別途積立金	9,753,130
繰延税金資産	87,943	繰越利益剰余金	3,207,353
その他	30,992	<b>自己株式</b>	<b>△295,781</b>
貸倒引当金	△1,562,024	評価・換算差額等	95,829
<b>資産合計</b>	<b>27,326,190</b>	その他有価証券評価差額金	74,899
		繰延ヘッジ損益	20,929
		<b>純資産合計</b>	<b>17,585,281</b>
		<b>負債及び純資産合計</b>	<b>27,326,190</b>

## 損 益 計 算 書

( 2019年4月1日から  
2020年3月31日まで )

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	41,001,503
売 上 原 価	38,404,115
売 上 総 利 益	2,597,387
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	2,123,314
営 業 利 益	474,073
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	49,599
受 取 配 当 金	16,920
売 電 収 入	49,125
為 替 差 益	31,386
受 取 保 険 金	34,050
受 取 賃 貸 料	23,643
そ の 他	70,951
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	56,347
売 電 費 用	31,488
支 払 手 数 料	36,038
そ の 他	15,194
経 常 利 益	610,681
税 引 前 当 期 純 利 益	610,681
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	132,710
法 人 税 等 調 整 額	144,110
当 期 純 利 益	333,861

## 株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金	
					退職給与 基金	配当準備 積立金
当期首残高	2,011,689	1,904,186	1,904,186	410,680	442,664	1,000
当期変動額						
固定資産圧縮積立金の取崩						
剰余金の配当						
当期純利益						
自己株式の取得						
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)						
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—
当期末残高	2,011,689	1,904,186	1,904,186	410,680	442,664	1,000

	株主資本				
	利益剰余金				
	その他利益剰余金				利益剰余金 合計
	価格変動 準備金	固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	42,000	13,273	9,753,130	2,969,309	13,632,057
当期変動額					
固定資産圧縮積立金の取崩		△743		743	—
剰余金の配当				△96,560	△96,560
当期純利益				333,861	333,861
自己株式の取得					
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	△743	—	238,044	237,300
当期末残高	42,000	12,529	9,753,130	3,207,353	13,869,358

(単位：千円)

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△295,760	17,252,172	224,926	4,961	229,888	17,482,060
当期変動額						
固定資産圧縮積立金の取崩		—				—
剰余金の配当		△96,560				△96,560
当期純利益		333,861				333,861
自己株式の取得	△21	△21				△21
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)			△150,027	15,968	△134,058	△134,058
当期変動額合計	△21	237,279	△150,027	15,968	△134,058	103,220
当期末残高	△295,781	17,489,452	74,899	20,929	95,829	17,585,281

## 個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### 有価証券

子会社及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

デリバティブ

時価法によっております。

たな卸資産

先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### 有形固定資産

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物、構築物 5～50年

機械及び装置、車両運搬具 2～20年

#### 無形固定資産

定額法によっております。ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

### 3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

なお、年金資産の見込額が退職給付債務の見込額を超過している場合には、超過額を前払年金費用として計上しております。

### 4. ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

ただし、為替予約が付されている外貨建債務については振当処理を行っております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 為替予約

ヘッジ対象 外貨建債務等

ヘッジ方針

ヘッジ対象の範囲内で、将来の為替相場の変動によるリスクを回避する目的でのみヘッジ手段を利用する方針であります。

ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、ヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動を完全に相殺するものと想定することができるため、ヘッジ有効性の判定は省略しております。

### 5. 消費税等の会計処理方法

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額		17,256,738千円
2. 国庫補助金による有形固定資産の取得価額から控除されている圧縮記帳額		
	建物	41,568千円
	機械及び装置	231,942千円
3. 保証債務		
金融機関等からの借入に対し、債務保証を行っております。		4,000千円
4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務		
関係会社に対する短期金銭債権		93,770千円
関係会社に対する短期金銭債務		14,091千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引	458,764千円
営業取引以外の取引	37,245千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式(株)	1,518,735	87	—	1,518,822

(注) 普通株式の増加87株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金	518,371千円
賞与引当金	33,005千円
減損損失	62,630千円
長期未払金	25,777千円
未払費用	4,988千円
投資有価証券評価損	24,139千円
法人税額特別控除	1,689千円
その他	70,742千円
繰延税金資産小計	741,343千円
評価性引当額	△604,638千円
繰延税金資産合計	136,705千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△31,098千円
前払飼料安定基金	△2,910千円
固定資産圧縮積立金	△5,524千円
その他	△9,228千円
繰延税金負債合計	△48,761千円
繰延税金資産の純額	87,943千円

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社及び関連会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有割合(%)	関連当事者との関係	取内引	取引金額	科目	期末残高
子会社	東和畜産株式会社	所有 直接100%	飼料の販売	資金の貸付 (注1)	290,000	関係会社 長期貸付金	1,432,435

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 資金の貸付については、貸付利率は市場金利を勘案して、利率を合理的に決定しております。

(1株当たり情報に関する注記)

- |               |         |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 910円59銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 17円29銭  |

(その他の注記)

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2020年5月20日

日和産業株式会社  
取締役会 御中

### EY新日本有限責任監査法人 大 阪 事 務 所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 小 市 裕 之 ㊞  
指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 葉 山 良 一 ㊞

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日和産業株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日和産業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
  - 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2020年5月20日

日和産業株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
大 阪 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 小 市 裕 之 ㊞  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 葉 山 良 一 ㊞  
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日和産業株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第116期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第116期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受け、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月22日

日和産業株式会社 監査役会

常勤監査役 脇村 常雄 ㊟

監査役 小阪田 興一 ㊟

監査役 小山 一郎 ㊟

(注) 監査役小阪田興一及び監査役小山一郎は、社外監査役であります。

以上

# 株主総会参考書類

招集し通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、継続的な安定配当を基本方針として当事業年度の業績と今後の見通し等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類  
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金6円 総額115,872,018円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
2020年6月29日

## 第2号議案 監査役3名選任の件

監査役脇村常雄氏及び監査役小阪田興一氏は、本総会終結の時をもって任期満了となり、また監査役小山一郎氏は、本総会終結の時をもって退任されますので、監査役3名の選任をお願いするものであります。

本議案の提出につきましてはあらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
1	脇村常雄 (1952年10月30日生)	1983年7月 当社入社 2001年6月 当社取締役総務部長 2006年6月 当社取締役管理本部長・総務部長 2008年5月 当社取締役 2008年6月 当社監査役 2009年6月 当社常勤監査役 現在に至る	211,216株
<p>監査役候補者とした理由</p> <p>当社において総務部に長年在籍し、2001年6月から2008年5月まで取締役として財務部門を担当しており、財務及び会計に関する経験と実績を有しております。その経験及び見識は、監査役の職務に資するものと判断し、引き続き監査役として選任をお願いするものであります。</p>			
2	小阪田興一 (1941年12月5日生)	1964年4月 株式会社日本興業銀行（現株式会社みずほフィナンシャルグループ）入行 1990年1月 同行経理部長 1997年6月 日本経営システム株式会社取締役社長 2005年6月 同社顧問 2008年6月 当社監査役 現在に至る	—
<p>監査役候補者とした理由</p> <p>金融機関における豊富な業務経験を有し、また、企業経営の実務にも精通しております。客観的で中立的な立場で当社の経営に対し的確な助言をいただけるものと判断し、引き続き社外監査役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
3 新任	やま した 剛 山 下 剛 (1968年11月20日生)	1992年4月 株式会社トーメン（現豊田通商株式会社）入社 2020年4月 豊田通商株式会社大阪食料部部長 現在に至る	—
	監査役候補者とした理由 商社における長年の経験及び知識を有しており、当社の経営に対し的確な助言をいただけるものとして判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。		

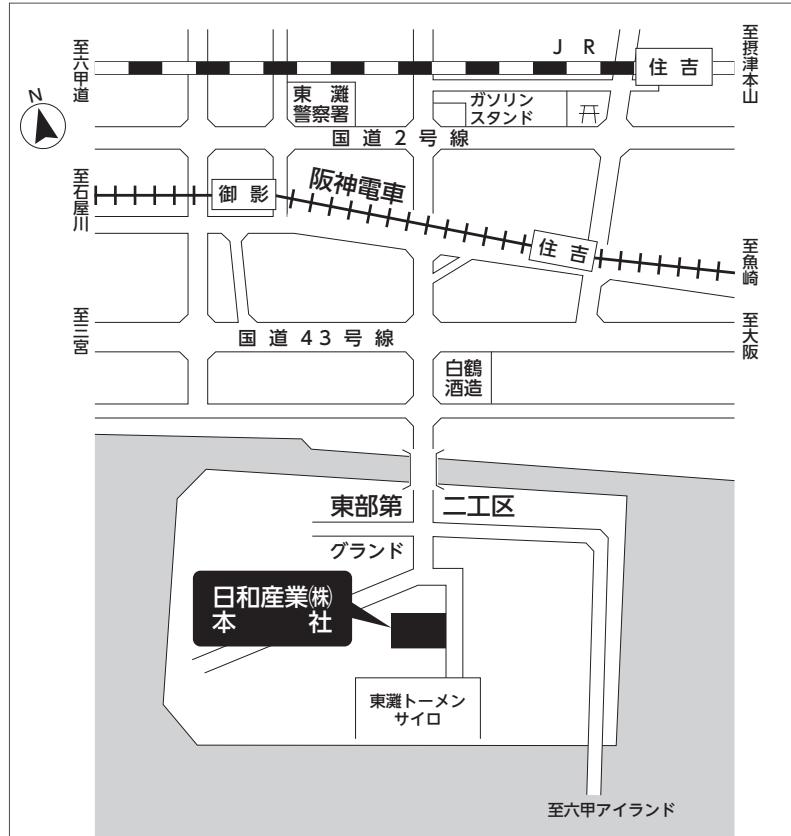
- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 小阪田興一氏及び山下剛氏は社外監査役候補者であります。  
また、小阪田興一氏の当社監査役在任期間は、本総会の終結の時をもって12年となります。
3. 当社は小阪田興一氏を、株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ております。同氏が再任された場合、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
4. 当社は、現在、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、小阪田興一氏と会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との責任限定契約を継続する予定であります。
5. 山下剛氏の選任が承認された場合は、当社は、同氏との間で会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。

以上

# 株主総会会場のご案内

会 場 神戸市東灘区住吉浜町19番地の5  
日和産業株式会社 本社3階会議室

## 会場付近の略図



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。